放送集会関係文書不存在非公開決定審査請求事案（番号54）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査会の結論 | | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和２年12月27日 |
| 請求内容 | 12月25日に実施された府立○○高校の放送集会について  １．校長が読み上げた放送原稿  ２．表彰と称して、検定合格者の氏名、検定名、合格級、生年月日を放送で読み上げた事実がわかる資料  ３．上記２．の行為の教育的意義のわかる資料  ４．上記２．の行為の合法性のわかる資料  ５．上記２．の放送音声が校内だけでなく校外にも届いている事実がわかる資料  ６．上記２．の内容を放送することを、生徒本人に了承を得たことが分かる資料  ７．上記２．の内容を放送することを、保護者に了承を得たことが分かる資料  ８．府立○○高校において、生徒の個人情報の取り扱いについて保護者及び生徒に承諾を得るための様式 |
| 実施機関  の決定 | 令和３年１月12日付け教高第3414号による不存在非公開決定。  【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】  本件公開請求に係る行政文書については、作成していないため、管理していない。  【備考】  　この決定は、本件請求文書のうち、２、３、４、５、６、７に係るものです。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和３年２月８日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書２．について、当該校長が表彰と称して、検定合格者の氏名、検定名、合格級、生年月日を放送で読み上げた事実があるため、その根拠となる原稿等資料があるのは当然である。  請求文書３．および４．について、通常は検定合格者の氏名、検定名、合格級、生年月日は個人情報であり、それを放送で読み上げることについての許可も得られていないため、教育的意義のわかる資料および合法性のわかる資料があるのは当然である。  請求文書５．について、校内放送設備の仕様書等により、どの程度の音声が校外に漏れているのか分かる資料は存在する。  請求文書６．および７．について、通常は検定合格者の氏名、検定名、合格級、生年月日は個人情報であり、それを放送で読み上げることは考えられないため、生徒本人あるいは保護者に了承を得たことが分かる資料は存在するはずである。  よって不服である。 |
| 弁明書 | | １　請求文書２について  校長が表彰で、検定合格者の氏名、検定名、合格級、生年月日を放送で読み上げた事実はあるが、その事実を記録している文書は作成していないため、存在しない。また、校長は表彰の読み上げの際に、賞状の原本を読み上げており、その |
| 弁明書 | | 賞状は当該生徒に手交したため、存在しない。  ２　請求文書３および４について  大阪府教育委員会が表彰について教育的意義等を示す文書は作成していないため、存在しない。  ３　請求文書５について  放送音声が校外に届いている事実がわかる資料は、作成していない。  ４　請求文書６および７について  生徒本人及び保護者に了承を得たことが分かる資料は作成していないため、存在しない。 |
| 反論書 | | 審査請求書を援用する。  「弁明の理由」について、請求文書５については、放送設備の音量調整の際の書類があるため開示すること。また、請求文書６および７について、生徒の氏名および生年月日を同時に放送において読み上げることは、個人情報保護法に反する行為であり、通常個人が公にしてほしくないと考える個人情報の漏洩にあたるため、その読み上げにあたり許可を得ていることは当然である。したがって、不存在であることはあり得ない。 |
| 判　断 | | １　本件請求２について  　　実施機関は、府立○○高校の校長が、放送集会において、表彰として検定合格者の氏名、検定名、合格級、生年月日を読み上げたことを認め、その読み上げの際に、賞状の原本を用いたこと及び賞状の原本が当該生徒に手交されたため、本件請求時において、対象文書が存在しないと主張しており、このような取扱いは想定されるところであり、文書が存在しないことは不合理ではない。  ２　本件請求３について  　　学校集会において表彰を行うことは、一般的には、表彰者にとっては、成果が学校内に周知されることとなって励みとなり、また、他の生徒にとっては、目標設定の機会となるため、教育的意義が認められるといえる。  　　具体的に、個々の表彰行為に教育的意義があると判断される場合に表彰行為が行われるが、個々の表彰行為について、改めて教育的意義のわかる資料が作成されていないことは、不合理ではない。  ３　本件請求４について  　　学校集会において表彰を行う場合、個人情報に配慮して行うことが求められるが、個々の行為の合法性について、それがわかる資料が作成されていないことが不合理ではない。  ４　本件請求６及び７について  （１）実施機関は、大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号）及び大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針に基づき、大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱（以下「要綱」という。）において、大阪府教育委員会における個人情報の取扱いについて必要な事項を定め、要綱第８条第１項では、「所属において、新たに個人情報の収集、利用及び |
| 判　断 | | 提供の事務を行おうとするときは、 担当職員及び主任者は、個人情報の取扱いが条例第７条（収集の制限）、第８条（利用及び提供の制限）等の各規定の内容に適合することを確認しなければならない。」と規定している。  また、実施機関は、「府立学校に対する指示事項」において、各府立高校に対し、「個人情報の収集、利用、提供、適正管理については、電子情報も含め、校内で情報管理規定を定め、適切に対応すること。」、さらに、「定期考査の答案用紙、通知票、成績を記録した表簿等の個人情報を含む文書（個人情報を記録した電子媒体を含む）の取扱い、管理・保管を厳正なものとするため、万全の管理体制を確立すること。」と指示している。  これを踏まえて、府立高校は、生徒が検定試験に合格したことを含む個人情報を、学校集会で読み上げる等、不特定の者が知ることができるような状態におく場合には、生徒あるいは保護者から承諾を得ることとしている。  この場合、生徒あるいは保護者から承諾を得る方法としては、口頭で確認を行うほか、承諾書等の書面を受領する等が考えられるが、どのような方法をとるかは、個人情報の性質やその使用態様を考慮して判断されるものであり、当該個人情報を保有している各府立高校の判断に委ねられている。  （２）生徒の生年月日、受験した検定名等は、答案用紙等と同じく個人情報に該当するところ、府立○○高校は、これら個人情報を放送集会で読み上げるにあたり、生徒等から口頭で承諾を得るという運用を行っているとのことであり、当該運用が不合理であるとはいえず、文書が存在しないことは不合理ではない。  ５　本件請求５について  第五３（２）イのとおり判断する。  ６　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | | ・令和２年12月27日　　　同日付け公開請求  ・令和３年１月12日　　　 不存在非公開決定  ・同年２月８日　　　　　　審査請求  ・同年３月８日　　　　　 弁明書  ・同年４月７日　　　　　　反論書  ・同年６月30日　　　　　 諮問 |